別紙３

政令第　　号

危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十六条の四第二項及び第十七条の十一第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（危険物の規制に関する政令の一部改正）

第一条　危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「五千三百円」を「六千円」に改める。

（消防法施行令の一部改正）

第二条　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の八中「七千円」を「七千八百円」に改める。

附　則

この政令は、令和九年四月一日から施行する。

理　由

指定講習機関が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習又は指定講習機関が行う工事整備対象設備等の工事若しくは整備に関する講習を受けようとする者が納付すべき手数料の額を引き上げる必要があるからである。

危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令案　新旧対照条文

○　危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）（抄）（第一条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）（抄）（第二条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

○　危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）（抄）（第一条関係）　（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（手数料） 第四十条　（略） （表略） ２　法第十六条の四第二項の規定により納付すべき手数料の額は、六千円とする。	（手数料） 第四十条　（略） （表略） ２　法第十六条の四第二項の規定により納付すべき手数料の額は、五千三百円とする。

○　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）（抄）（第二条関係）　（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（指定講習機関による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の手数料） 第三十六条の八　法第十七条の十一第一項の規定により納付すべき手数料の額は、七千八百円とする。	（指定講習機関による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の手数料） 第三十六条の八　法第十七条の十一第一項の規定により納付すべき手数料の額は、七千円とする。